



伊勢崎市立坂東小学校 いじめ防止基本方針 概要

R5. 4月

- いじめ防止対策推進法・国いじめ防止基本方針
- 群馬県いじめ防止基本方針
- 伊勢崎市いじめ防止基本方針

学校教育目標 「すすんで学び 思いやりのある たくましい子ども」
 目指す児童像 「仲間とともに自分を高める子」

【いじめ防止対策の基本理念】

- すべての児童が安心して学校生活を送り、目標をもって様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭や地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを旨とする。

【生徒指導部会】(いじめ法22条に基づく組織)

※いじめの未然防止・早期発見・早期対応を実効的に行う組織

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進
- いじめの疑いに関する情報や、問題行動の情報等の収集・記録・共有
- いじめの疑いがあった場合、緊急に部会を開き、事実関係を明確にし、指導・支援方針を決定
- 保護者や関係機関と連携し、速やかな解消を目指す
- 問題の解消まで「組織」が責任をもつ。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐとともに、その後の経過も見守り続ける。

未然防止

- ①「居場所づくり」・「絆づくり」・「自己有用感」
 - ・「分かる授業」
 - 「全ての児童が参加、活躍できる授業」
 - ・日頃から児童理解に努め、共感的な人間関係を築く
 - ・自己表現力の向上
 - 短学活での表現活動
 - 日記等による自己評価や相互評価、担任のコメント
 - 係、委員会活動の活性化
 - よりよい結論へ導く学級活動の話合い
- ②児童主体のいじめ防止活動
 - ・あいさつ運動、ワールド集会、なかよしタイム
 - ・いじめ防止フォーラム、中学校区子ども会議

早期発見

- ①基本的な考え方
 - ・児童のささいな変化に気づくこと
 - ・気づいた情報を確実に共有すること
 - ・(情報に基づき)すみやかに対応すること
 - 健康観察時に一人一人をよく観察する
 - 学級日誌の記述から学級の様子を把握
 - 保健室や専科授業での様子をよく聞く
- ②「生活アンケート」の実施・集計・活用
 - ・毎月最終週に実施
 - ・複数の職員で確認し、気になる記述については児童から話をよく聞く
 - ※担任単独で判断せず、学年主任、生徒指導主任、管理職に適宜相談する
 - ・学年で情報共有し、対応策を考える

早期対応

- ①生徒指導部会の対応
 - ・担任からの現状報告
 - ・手立ての検討
 - ・手立ての実行(実践)
 - ・報告・再検討
 - ・継続的な支援・指導
- ②対応の留意点
 - ・被害児童のケア、加害児童の指導等、解消まで「組織」が責任をもつ。単に謝罪や責任を形式的に問うことで解消とせず、再発防止と見守りを継続
 - ・保護者との連携

重大事態への対処

- ①重大事態
 - ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い
 - ・いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - 1)市教育委員会に報告
 - 2)学校が調査主体の場合は、当該事案に対する組織を設置
 - 3)事実関係の調査
 - 4)関係児童等へのケア
 - 5)事実関係の情報提供